平成２３年（フ）第７３号
群馬県みどり市笠懸町鹿3934番地12　MハイツⅡ－B
債務者　石塚　清美（旧姓畑野）
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第８０号
群馬県桐生市錦町３丁目４番８号　シルクハイツA103
債務者　遠藤　初美
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１９６号
山梨県甲府市元紺屋町33番地52　鈴木ハイツ202
債務者　渡邉　克典
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５１号
山梨県甲府市国母４丁目20番１号ＫＧＫベルパレス１－Ｅ
債務者　堀内　恵美
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
山梨県甲府市和戸町1149番地　コーポ小林第３－201
債務者　武井　秀二
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５３号
山梨県甲府市和戸町1149番地　コーポ小林第３－201
債務者　新藤　直美
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６０号
兵庫県伊丹市荻野６－31　ヴァンベール東205、住民票上の住所兵庫県三田市東山1078番地１
債務者　中永　慈子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５２６号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目８番22号、前住所大阪府寝屋川市寿町22番５号
債務者　浅野　一成
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１４号
鳥取県鳥取市立川町６丁目317番地
債務者　井上　文隆
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１９号
鳥取県鳥取市徳尾89番地　市住Ｒ７－１号
債務者　村中　友和
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４０号
鳥取県境港市上道町644番地
債務者　福間　和子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第９７号
広島県三原市沼田東町本市589番地１
債務者　伏見　圭子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
山口県下関市豊浦町大字黒井1368番地１
債務者　田中由利雄
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
山口県下関市長崎本町１番25号
債務者　山本　正一
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
山口県下関市長崎本町１番25号
債務者　山本　敬子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
徳島県海部郡牟岐町大字牟岐浦宮ノ本208番地
債務者　大久保志津子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第２２号
徳島県美馬郡つるぎ町半田字逢坂40番地13
債務者　重本　博文
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
徳島地方裁判所美馬支部